



日本のまんなか  
水と緑といで湯の街渋川市

## 臨時会見次第

- ・日時 令和3年12月9日(木)  
午後3時30分
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 令和3年度一般会計補正予算(第12号)案のフレーム(資料1)
- 2 住民税非課税世帯等に臨時特別給付金を給付します(資料2)
- 3 子育て世代に臨時特別給付金(2回目)を給付します(資料3)
- 4 市内小売店等を支援するため「モノ・コトクーポン券」を追加配布します(資料4)

**資料1**

担当：総務部財務課 課長 角田 義孝 電話0279-22-2414 内線2150

**令和3年度 一般会計補正予算（第12号）案のフレーム**

(千円)

歳 出	歳 入
<p><b>1 【新】住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給 1,017,301</b></p> <p>コロナの影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる市民税非課税世帯などを支援</p> <p>(1)対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度分の市民税非課税世帯</li> <li>・家計急変世帯（市民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯）</li> </ul> <p>(2)給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1世帯当たり 10万円</li> </ul>	<p><b>1 国庫支出金 1,648,804</b></p> <p>(1)住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費補助金 1,000,000</p> <p>(2)住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事務費補助金 17,301</p> <p>(3)子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 481,700</p> <p>(4)子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 1,319</p> <p>(5)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 148,484</p>
<p><b>2 子育て世帯への臨時特別給付金（後発分）を支給 483,019</b></p> <p>子育て世帯を支援する臨時特別給付金の後発分を支給</p> <p>(1)対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以下の子ども</li> </ul> <p>(2)給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人当たり 5万円現金給付予定（合計10万円）</li> </ul>	
<p><b>3 「モノ・コトクーポン」を追加配布 148,484</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響や燃料代の高騰、原材料費や仕入れ価格等の値上げにより打撃を受けている市内小売店等の利用機会を増進するため、しぶかわモノ・コトクーポン券を、全世帯に追加で配布</p> <p>(1)配布額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月配布分3,000円と合わせて10,000円（1世帯当たり 1月配布分 7,000円）</li> </ul> <p>(2)利用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計金額1,000円ごとにクーポン券1枚（500円割引）利用可</li> </ul>	
<b>1,648,804</b>	<b>1,648,804</b>

※計数整理により金額が変動する可能性があります。

**補正前予算額 35,810,494千円**



**補正後予算額 37,459,298千円**

**令和3年度新型コロナウイルス感染症対策の補正予算**

令和3年度補正予算（第1～10号） 2,103,380千円  
 令和3年度12月補正予算（第12号） 1,648,804千円

**合計 3,752,184千円**



## 資料2

担当：福祉部地域包括ケア課 課長 永井 博之 電話0279-22-2250 内線1210

### 住民税非課税世帯等に臨時特別給付金を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある住民税非課税世帯や直近の収入減少により住民税非課税相当と見なされる世帯等に、1世帯当たり10万円の現金を給付します。

#### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付します。

#### 2 対象者

令和3年12月10日（基準日）において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入減少により住民税非課税相当と見なされる場合の世帯を対象とします。

#### 3 給付額 1世帯当たり10万円

#### 4 給付スケジュール（予定）

令和4年2月上旬～3月下旬

※国の制度確定後に、事務手続を進めていきます。

#### 5 給付金申請方法等

住民税非課税世帯については、システムにより非課税世帯を抽出して支給要件確認書を送付し、口座情報等確認後に支給決定・振り込みを行います。

家計急変世帯については、申請書を提出を受け、支給要件の審査後に支給決定・申請口座に振り込みを行います。

#### 6 予算額 10億1,730万1千円（事業費及び事務費について10/10国庫補助） ※一般会計補正予算（第12号）で12月議会に上程。

#### 7 周知方法

広報しぶかわ・市ホームページへの記事掲載及びチラシを相談窓口を設置



## 資料3

担当：福祉部こども課 課長 藤井 成行 電話0279-22-2415 内線1201

### 子育て世帯に臨時特別給付金（2回目）を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある子育て世帯に、2回目の臨時特別給付金として、児童1人当たり5万円を現金給付します。

#### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、生活・暮らしの支援を受けられるよう、子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を現金給付します。

2回目の給付については、クーポンによることが基本とされていますが、本市では市民から「クーポンでなく現金で」との声が多く寄せられていること、またクーポンに比べ早期に支給ができることから、現金での給付を進める方針としました。

2回目給付に係る国の制度はまだ詳細が示されていませんが、制度が確定次第直ちに事務に着手し、給付の目的である卒業、入学、新学期に向けた準備にお使いいただけるよう、1日でも早い給付に努めます。

#### 2 対象者

令和3年9月30日（基準日）において対象児童を養育している所得限度額以下の父母等（基準日以降の新生児を含む。所得限度額は、児童手当受給要件と同じ。）

※対象児童＝平成15年4月2日～令和4年3月31日の間に出生した児童

（内訳）・令和3年9月分児童手当の対象児童（0歳～15歳）

・高校生相当児童（16歳～18歳）

・令和3年9月1日～令和4年3月31日の出生児童（新生児）

※対象者は先行給付（5万円）と同様です。

3 給付額 児童1人当たり5万円（現金）

4 給付時期 令和4年1月下旬～2月上旬  
※国の制度確定後、直ちに給付事務に着手します。

5 予算額 4億8,301万9千円  
【内訳】補助金＝4億8,170万円（5万円×対象児童9,634人）  
その他事務費等＝131万9千円

※一般会計補正予算（第12号）で12月議会上程。



## 資料4

担当：産業観光部商工振興課 課長 狩野 真洋 電話0279-22-2596 内線4890

### 市内小売店等を支援するため 「モノ・コトクーポン券」を追加配布します

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、売上に大きな打撃を受けている市内小売店等の利用機会を増進させるため、現在、全世帯に3,000円分の「しぶかわモノ・コトクーポン券」を配布する準備を進めています。

この度、小売店等の置かれている現状から、さらに支援が必要と判断し、上記のクーポン券を、全世帯に7,000円分追加で配布することにしました。

#### 1 概要

渋川市は、市内小売店等への支援として、「しぶかわモノ・コトクーポン券」を1世帯当たり3,000円分配布する費用を、9月補正予算で措置し、現在配布手続きを進めています。その後、燃料代の高騰や原材料費・仕入れ価格等の値上げにより、小売業者が打撃を受けている状況にあることから、支援の効果を拡充させるために、「しぶかわモノ・コトクーポン券」を、1世帯当たり7,000円分追加配布します。

#### 2 配布対象者

令和4年1月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されている全ての世帯。

ただし、1月2日以降に転入した世帯についても、世帯主（または世帯員）からの申し出があれば、追加で配布します。

#### 3 クーポン券配布枚数 500円割引クーポン券14枚（1世帯当たり7,000円分）

#### 4 配布時期 令和4年1月下旬に各世帯に郵送（予定）

※先行の3,000円分とは別に郵送します。

#### 5 クーポン券が利用できる店舗等

市内に所在する店舗又は施設のうち、市内に本店又は本社を有する事業者が営む店舗等（個人事業主の場合は市内に店舗を有する者が営む店舗又は施設）であって、市に登録した店舗等。ただし、日本標準産業分類の大分類「宿泊業、飲食サービス業」を除きます。

※令和2年度に実施した「しぶかわ元気券」取扱業種のうち、宿泊業及び飲食サービス業を除いた業種（小売店、生活関連サービス業、その他サービス業）が対象。

例：食料品店、衣料品店、雑貨店、家電用品店、燃料品店、理容店、美容店、クリーニング店、自動車修理・販売店、廃棄物処理業者等



## 6 利用方法

利用者は、登録店舗での1回あたりの会計金額が1,000円以上の場合に、1,000円ごとにクーポン券1枚を利用することが可能です。クーポン券を提出することによって、クーポン券1枚につき500円分の割引を受けることができます。

なお、会計金額によって、一度に複数枚のクーポン券を使うことができます。

7 利用期限 令和4年2月28日(月)まで

8 予算額 1億4,848万4千円

【内訳】補助金=1億3860万円(7,000円×33,000世帯×換金率60%)

その他事務費等=988万4千円

※一般会計補正予算(第12号)で12月議会に上程。